

第13号議案

芦屋市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市土地開発基金条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成25年2月19日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

土地開発基金の取崩しを可能とすることにより、基金の有効活用を図るため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市土地開発基金条例の一部を改正する条例

芦屋市土地開発基金条例（平成5年芦屋市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「積立てをする」を「積み立て、又はその一部を取り崩す」に改め、同条第3項中「積立て」の次に「又は取崩し」を加え、「増加」を「増加し、又は取崩額相当額を減少」に改める。

第7条の見出しを「(補則)」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市土地開発基金条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

土地開発基金の取崩しを可能とすることにより，基金の有効活用を図るため，この条例を制定しようとするもの

2 改正の内容

(1) 土地開発基金を取り崩すことができることとし，取り崩したときは，基金の額は，取崩額相当額だけ減少するものとする。(第2条関係)

(2) その他字句の整理

3 施行期日

平成25年4月1日